

添付資料(特定個人情報ファイルの概要(1) 国保賦課ファイル、国保資格ファイル 提供先21以降)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先21	都道府県知事
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の19の項
提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務
提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(ノットシユメセリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 (統合DB)
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の111の項
提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務
提供する情報	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(ノットシユメセリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 (統合DB)
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先23	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の145の項
提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者（過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フロッピーディスクを除く） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先24	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161の項
提供先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
提供する情報	医療保険給付関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者（過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フロッピーディスクを除く） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先25	都道府県知事
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の164の項
提供先における用途	特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
提供する情報	医療保険給付関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者（過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（ノフツンユメセリを除く。） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	都道府県知事
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の165の項
提供先における用途	肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務
提供する情報	医療保険給付関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者（過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（ノフツンユメセリを除く。） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	都道府県知事
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の166の項
提供先における用途	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務
提供する情報	医療保険給付関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者（過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フロッピーディスクを除く） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先28	都道府県知事
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の173の項
提供先における用途	特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務
提供する情報	医療保険給付関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者（過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フロッピーディスクを除く） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度

添付資料（ 特定個人情報ファイルの概要（１） 給付ファイル 提供先21以降）

5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供先21	都道府県知事
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の19の項
提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務
提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者（過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フロッピーディスクを除く。） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の111の項
提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務
提供する情報	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及びその他給付対象者（過去に国民健康保険加入者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フロッピーディスクを除く。） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先23	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の145の項
提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及びその他給付対象者（過去に国民健康保険加入者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（ノフツンユメセリを除く。） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先24	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161の項
提供先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
提供する情報	医療保険給付関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者（過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（ノフツンユメセリを除く。） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先25	都道府県知事
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の164の項
提供先における用途	特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
提供する情報	医療保険給付関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者（過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（ノフツンユメセリを除く。） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	都道府県知事
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の165の項
提供先における用途	肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務
提供する情報	医療保険給付関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者（過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（ノフツンユメセリを除く。） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	都道府県知事
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の166の項
提供先における用途	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務
提供する情報	医療保険給付関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者（過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フロッピーディスクを除く。） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先28	都道府県知事
法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の173の項
提供先における用途	特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務
提供する情報	医療保険給付関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び納付義務者（過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む）
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（統合DB ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フロッピーディスクを除く。） ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けたら都度